輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

©CISTEC
2020.01.22施行政省令等対応（　３／３　）

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの ７－（１）集積回路 （４の項の中欄に掲げるものを除く。）	判定欄	注釈	記入欄
［省令］第６条　輸出令別表第１の７の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該当 ○ 非該当 × 対象外 －		
一　集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの			
チ　ニューラルネットワークを用いたもの	［　］		
リ　カスタム集積回路であって、次のいずれかに該当するもの	［　］		
（一）端子数が１，５００を超えるもの	［　］		数値（　　）
（二）基本ゲート伝搬遅延時間が０．０２ナノ秒未満のもの	［　］		数値（　　）
（三）動作周波数が３ギガヘルツを超えるもの	［　］		数値（　　）
ヌ　化合物半導体を用いたデジタル方式のものであって、次のいずれかに該当するもの（ハ、ホからリまで及びルのいずれかに該当するものを除く。）	［　］ 《　》	］除外	
（一）等価ゲート数が２入力ゲート換算で３，０００を超えるもの	［　］		数値（　　）
（二）トグル周波数が１．２ギガヘルツを超えるもの	［　］		数値（　　）
ル　ＦＦＴプロセッサであって、高速フーリエ変換のミリ秒で表した定格実行時間が次に掲げる式により算出した値未満のもの $\frac{(\text{複素点の数})\ \log_2(\text{複素点の数})}{20,480}$	［　］		数値（　　）
ヲ　ダイレクト・デジタル・シンセサイザ（ＤＤＳ）集積回路であって、次のいずれかに該当するもの	［　］		
（一）デジタルアナログ変換クロック周波数が３．５ギガヘルツ以上であって、デジタルアナログ変換分解能が１０ビット以上１２ビット未満のもの	［　］		数値（　　） 数値（　　）
（二）デジタルアナログ変換クロック周波数が１．２５ギガヘルツ以上であって、デジタルアナログ変換分解能が１２ビット以上のもの	［　］		数値（　　）
ワ　次の（一）及び（二）に該当するもの又はこれを実行するようにプログラムが可能なもの	［　］		
（一）アナログデジタル変換機能を有するものであって、次のいずれかに該当するもの	［　］		
１　分解能が８ビット以上１０ビット未満のものであって、サンプルレートが１．３ギガサンプリング毎秒を超えるもの	［　］		数値（　　） 数値（　　）
２　分解能が１０ビット以上１２ビット未満のものであって、サンプルレートが１ギガサンプリング毎秒を超えるもの	［　］		数値（　　） 数値（　　）
３　分解能が１２ビット以上１４ビット未満のものであって、サンプルレートが１ギガサンプリング毎秒を超えるもの	［　］		数値（　　） 数値（　　）
４　分解能が１４ビット以上１６ビット未満のものであって、サンプルレートが４００メガサンプリング毎秒を超えるもの	［　］		数値（　　） 数値（　　）
５　分解能が１６ビット以上のものであって、サンプルレートが１８０メガサンプリング毎秒を超えるもの	［　］		数値（　　） 数値（　　）
（二）　次のいずれかに該当するもの	［　］		
１　デジタル化されたデータを記録するもの	［　］		
２　デジタル化されたデータを処理するもの	［　］		

判定結果	□該当　□非該当

該当項番
① 輸出令別表第１の項番［　　］
② 貨物等省令の条項号等の番号等
［　　］
［　　］

作成責任者：（作成年月日：　　年　　月　　日）

会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

電話 ＿＿＿＿＿＿＿＿